

## 平成23年度 久留米市財政健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の概要

この財政健全化判断比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条の規定に基づき、市長から提出された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の期間

平成24年8月1日から平成24年8月27日まで

### 3 審査の結果

#### (1) 総合意見

財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

財政健全化判断比率	平成23年度	平成22年度	対前年度差 (ポイント)	早期健全化 基準	備 考
実質赤字比率				11.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
連結実質赤字比率				16.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
実質公債費比率	4.3%	4.6%	0.3	25 %	
将来負担比率	20.7%	26.8%	6.1	350 %	

(注： 実質赤字比率 及び 連結実質赤字比率は、その算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、これらの比率については「-」と表示される。)

#### (2) 個別意見

##### 実質赤字比率について

平成23年度の実質赤字比率の算定結果は 1.68%となり、前年度の 1.61%と比べ黒字の割合は増加している。早期健全化基準の 11.25%と比較しても、これを下回って「良好」である。（「 」は、黒字の状態を意味する。）

内容を見てみると、分母となる標準財政規模については、普通交付税額と標準税収入額等の増加によって 1.7%増えているが、分子となる一般会計等の実質収支額は、それを上回る 6.5%の増加を示している。

これは、本年度は、この比率の算定対象となる一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計及び母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計のいずれにおいても実質収支額が黒字であり、かつ前年度と比べ増加していることが要因となっている。

これらの会計の実質収支額については、次の表【参考1：実質赤字比率前年度対照表】のとおりである。

【参考1：実質赤字比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	平成23年度	平成22年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	1,030,807	972,591	58,216
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	65,561	61,742	3,819
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	34,166	27,482	6,684
分子（一般会計等実質収支額合計）	1,130,534	1,061,815	68,719
分母（標準財政規模）	66,916,553	65,790,799	1,125,754
実質赤字比率(%)	1.68%	1.61%	黒字 <増加 0.07 ポイ ント>

## 連結実質赤字比率について

平成23年度の連結実質赤字比率の算定結果は 8.18%となり、前年度の 7.88%と比べ黒字の割合は増加している。早期健全化基準の 16.25%と比較しても、これを下回って、なお「良好」である。（「 」は、黒字の状態を意味する。）

この比率は、その地方公共団体の企業会計を含む全会計が対象であり、各会計における実質収支額又は資金不足額若しくは剰余額については、次表【参考2：連結実質赤字比率前年度対照表】のとおりであり、いずれも黒字となっている。

【参考2：連結実質赤字比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	平成23年度	平成22年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	1,030,807	972,591	58,216
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	65,561	61,742	3,819
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	34,166	27,482	6,684
国民健康保険事業特別会計 実質収支額	425,184	218,763	206,421
競輪事業特別会計 実質収支額	582,270	423,155	159,115
市営駐車場事業特別会計 実質収支額	3,367	3,456	89
介護保険事業特別会計 実質収支額	37,838	221,973	184,135
後期高齢者医療事業特別会計 実質収支額	84,228	70,941	13,287
水道事業会計 資金不足・剰余額	3,061,712	3,015,788	45,924
中央卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	14,856	17,691	2,835
下水道事業特別会計 資金不足・剰余額	92,103	119,650	27,547
簡易水道事業特別会計 資金不足・剰余額	71	74	3
地方卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	13,410	10,728	2,682
農業集落排水事業特別会計 資金不足・剰余額	23,116	23,505	389
特定地域生活排水処理事業特別会計 資金不足・剰余額	10,741	2,265	8,476
分子（各会計実質収支額 / 資金不足・剰余額合計）	5,479,430	5,189,804	289,626
分母（標準財政規模）	66,916,553	65,790,799	1,125,754
連結実質赤字比率(%)	8.18%	7.88%	黒字 <増加 0.3 ポイ ント>

### 実質公債費比率について

平成23年度の実質公債費比率の算定結果は4.3%となり、前年度の4.6%と比べ数値は下がっている。早期健全化基準の25%と比較しても、これを下回っており、次表【参考3：実質公債費比率過年度対照表】に示されるように、「良好」な方向への動きが続いている。

この比率が前年度に比べて更に向上した要因としては、ひとつには、実質的な公債費（元利償還金）の一つである、公債費に準ずる債務負担行為額が、九州ブロック赤十字血液センター用地取得事業分の繰上償還により増加したことに伴い、分子の数値が増加したものの、それ以上に、標準財政規模の要素の一つである標準税収入額等が、事業所税が通年ベースの課税となったことなどに伴い増加したことから、分母となる数値が大きくなったことが挙げられる。もうひとつには、当比率が過去3か年の各単年度実質公債費比率の平均値であることから、前年度には算入されていた、5.3%と比較的高い平成20年度の実質公債費比率（単年度）が、算定の仕組み上、本年度は対象外となったことが挙げられる。

【参考3：実質公債費比率過年度対照表】

（単位：千円、%、ポイント）

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	対前年度
分子(公債費充当財源等)	11,012,036	10,852,371	10,618,894	11,163,875	11,431,480	267,605
分母(標準税収・交付税等)	60,347,582	62,554,206	63,506,951	65,790,799	66,916,553	1,125,754
控除(基準財政需要額算入額)	7,922,036	7,977,515	8,176,520	8,669,077	9,035,746	366,669
実質公債費比率(単年度)	5.89407	5.26755	4.41416	4.36751	4.13908	0.22843
実質公債費比率(3か年平均)	6.2	5.8	5.1	4.6	4.3	比率 <向上 0.3 ポイント>

（注： 実質公債費比率(単年度) は、「分子 - 控除」の値を「分母 - 控除」の値で除して求める。また、実質公債費比率(3か年平均) は、過去3か年分の「実質公債費比率(単年度)」の値を平均して求める。）

### 将来負担比率について

平成23年度の将来負担比率の算定結果は20.7%となり、前年度の26.8%と比べ数値は下がっている。早期健全化基準の350%と比較しても、これを下回っており、次頁の表【参考4：将来負担比率前年度対照表】に示されるとおり、「良好」な値を維持しているものといえる。

本年度の数値は、前年度と比べて良好な方向へ動いているが、その主な要因は、一般会計等が将来負担すべき債務（将来負担額）において、債務負担行為に基づく支出予定額に新たな負担増がないことや、繰上償還があったことから減少したほか、公営企業債等算入見込額や退職手当負担見込額などが全体的に減少したことにより、分子の金額が減少したものであり、経年的な要因が大きいと思われる。また、もうひとつの要因は、将来負担額から控除する充当可能財源等において、都市計画税収充当見込額の減少により、充当可能特定歳入は減少したが、臨時財政対策債償還費や合併特例債償還費が増加したことにより、基準財政需要額算入見込額が増加したために、将来負担額から控除する金額が大きく減少しなかったことが挙げられる。

なお、地方債現在高そのものについては、若干ではあるが減少し、その内訳についても、臨時財政対策債償還費が増加していることからわかるように、国から地方交付税で措置される臨時財政対策債の割合が年々増加してきており、市が独自に負担する借金は減少してきていると考えることができ、このことについては一定の評価はできる。

【参考4：将来負担比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	平成23年度	平成22年度	対前年度差
分子(将来負担額)	161,110,476	165,149,982	4,039,506
分子から控除(充当可能財源等)	149,093,333	149,813,443	720,110
分母(標準財政規模)	66,916,553	65,790,799	1,125,754
分母から控除(算入公債費等の額)	9,035,746	8,669,077	366,669
将来負担比率	20.7	26.8	< 比率 6.1 ポイント 向上 >

(注： 将来負担比率は、「分子 - 分子控除」の値を「分母 - 分母控除」の値で除して求める。)

## (3) 是正改善を要する事項等

数値そのものについて、特に指摘すべき事項はないが、次のとおり意見要望を述べる。

本年度の審査でも、久留米市の財政健全化判断比率は、黒字のために数値が表示されない実質赤字比率及び連結実質赤字比率を含めて、法令の定める早期健全化基準を、前年度に引き続いて下回っており、比較的良好な状態を維持しているといえる。

しかし、数値を向上させている要因の中に外的なものが含まれていることは、前述した各比率についての分析内容のとおりである。

特に実質公債費比率については、分子である実質的な公債費(元利償還金)の増加率を、分母である標準財政規模の増加率が上回ったことにより向上したものであり、標準財政規模の増加は、標準税収入額等の増加に加え、普通交付税と臨時財政対策債発行可能額といった国から交付される財源が、大きく増加した前年度から、それほど減少しなかったことも潜在的に影響しており、依然として国に依存した形での「向上」ということができる。

将来負担比率については、全体的には良好な傾向を示しているものもあるが、将来負担額のうち公営企業債等繰入見込額(市からの繰入金のうち元利償還金に充てた割合(繰入割合)の3年平均に、地方債残高を乗じて算出する。)の下水道事業会計分は、繰入割合が高い平成20年度分が本年度に算定対象から外れたため、繰入見込額が減少した一時的なものであり、留意しておくべきと思われる。

また、各比率そのものの算定方法についても、注意を払う必要がある。

実質公債費比率の算出に当たっては、満期一括償還地方債(本市では「くるめつつじ債」がこれに当たる。)の1年当たりの元金償還額について、実際には本年度に平成18年度借入れ分を一括償還し、地方債の総額である「分母」が減少しているにもかかわらず、算定上は30年で償還する取扱い(理論償還)となっている。さらに、前年度も述べたが、将来負担比率の算出に当たっては、特定目的基金や、未確定である将来分の都市計画税収についても、将来負担額から控除する充当可能基金等や充当可能特定歳入に算入できることとなっている。

このような算定方法は、いかに国が定めたものとはいえ、容易には理解しがたいものがあるので、課題として認識しつつ研究・検討し、必要であれば国県等に働きかけるなどして、より当比率が実態を表すものとなるよう努力されたい。

以上のように、財政健全化判断比率は、現状においては、地方自治体の財政状況の実態を厳しく洗い出すというより、ハードルを低く設定して、財政的な危険度が極めて高い地方自治体のみが早期健全化基準に触れるように設計されているようにすら感じられる。

これらのことについて、財政当局を始めとする全ての市政運営に関わる職員等が改めて認識しつつ問題意識を持ち、各比率が意味するところを深く、かつ正確に理解することにより、市全体としてさらに抜本的な財政構造の改善に取り組み、将来にわたり持続可能な、真に健全な財政運営が実現されることを望み、この審査のまとめとするものである。

(4) 中核市における財政健全化判断比率の状況 (注: 数値は、各市の平成22年度決算による。)

全国的な状況を把握するため、参考として他の中核市の状況を以下に示すこととする。

- 1 実質赤字比率 : 久留米市も他の中核市と同様、対象となる収支に赤字額の発生はなく、実質赤字比率は、いずれの市においても表示されていない。
- 2 連結実質赤字比率 : 高知市(1.98)以外の中核市は、久留米市も含めて連結実質赤字額は発生していない。
- 3 実質公債費比率 : 久留米市は、中核市の平均値である9.7%より良好な4.6%であり、中核市(40市)中、比率の良好なほうから5番目となっている。
- 4 将来負担比率 : 久留米市は、中核市の平均値である89.7%より良好な26.8%であり、中核市(40市)中、比率の良好なほうから6番目となっている。

(平成22年度決算に基づく中核市の財政健全化判断比率の状況)

実質赤字比率			連結実質赤字比率			実質公債費比率			将来負担比率		
順位	自治体名	比率(%)	順位	自治体名	比率(%)	順位	自治体名	比率(%)	順位	自治体名	比率(%)
1	函館市	-	1	函館市	-	1	岡崎市	0.0	1	船橋市	-
1	旭川市	-	1	旭川市	-	2	高槻市	0.4	1	岡崎市	-
1	青森市	-	1	青森市	-	3	船橋市	1.6	1	豊田市	-
1	盛岡市	-	1	盛岡市	-	4	豊田市	2.6	1	高槻市	-
1	秋田市	-	1	秋田市	-	5	久留米市	4.6	5	岐阜市	21.8
1	郡山市	-	1	郡山市	-	6	横須賀市	5.4	6	久留米市	26.8
1	いわき市	-	1	いわき市	-	7	岐阜市	6.3	7	郡山市	28.6
1	宇都宮市	-	1	宇都宮市	-	8	鹿児島市	6.4	8	宇都宮市	29.3
1	前橋市	-	1	前橋市	-	9	福山市	7.6	9	鹿児島市	34.2
1	川越市	-	1	川越市	-	10	函館市	8.2	10	長野市	35.6
1	船橋市	-	1	船橋市	-	11	川越市	8.3	11	福山市	56.1
1	柏市	-	1	柏市	-	11	松山市	8.5	12	東大阪市	64.6
1	横須賀市	-	1	横須賀市	-	11	東大阪市	8.6	13	横須賀市	65.1
1	富山市	-	1	富山市	-	14	郡山市	8.7	14	豊橋市	73.5
1	金沢市	-	1	金沢市	-	15	宇都宮市	9.0	15	西宮市	78.3
1	長野市	-	1	長野市	-	16	豊橋市	9.0	16	大津市	79.2
1	岐阜市	-	1	岐阜市	-	17	金沢市	9.2	17	松山市	79.8
1	豊橋市	-	1	豊橋市	-	18	旭川市	10.2	18	姫路市	84.1
1	岡崎市	-	1	岡崎市	-	19	柏市	10.6	19	柏市	88.6
1	豊田市	-	1	豊田市	-	20	姫路市	10.7	20	川越市	89.2
1	大津市	-	1	大津市	-	21	西宮市	10.7	21	長崎市	90.3
1	高槻市	-	1	高槻市	-	22	下関市	10.9	22	倉敷市	90.6
1	東大阪市	-	1	東大阪市	-	23	大津市	11.1	23	いわき市	92.7
1	姫路市	-	1	姫路市	-	24	大分市	11.3	24	大分市	96.9
1	尼崎市	-	1	尼崎市	-	24	倉敷市	11.5	25	高松市	99.3
1	西宮市	-	1	西宮市	-	26	和歌山市	11.7	26	函館市	109.6
1	奈良市	-	1	奈良市	-	27	長野市	11.9	27	金沢市	111.0
1	和歌山市	-	1	和歌山市	-	28	尼崎市	11.9	28	前橋市	111.7
1	倉敷市	-	1	倉敷市	-	28	高松市	11.9	29	秋田市	113.4
1	福山市	-	1	福山市	-	30	宮崎市	12.0	30	盛岡市	117.0
1	下関市	-	1	下関市	-	31	熊本市	12.2	31	旭川市	118.8
1	高松市	-	1	高松市	-	32	長崎市	12.3	32	宮崎市	121.4
1	松山市	-	1	松山市	-	33	いわき市	12.4	33	下関市	124.6
1	高知市	-	1	久留米市	-	34	前橋市	12.7	34	熊本市	135.7
1	久留米市	-	1	長崎市	-	34	盛岡市	13.3	35	青森市	154.7
1	長崎市	-	1	熊本市	-	34	秋田市	13.4	36	和歌山市	158.4
1	熊本市	-	1	大分市	-	37	富山市	13.4	37	尼崎市	183.0
1	大分市	-	1	宮崎市	-	38	青森市	13.5	38	富山市	191.4
1	宮崎市	-	1	鹿児島市	-	39	奈良市	14.1	39	奈良市	209.4
1	鹿児島市	-	40	高知市	1.98	40	高知市	19.2	40	高知市	223.7
	中核市平均	-		中核市平均	0.05		中核市平均	9.7		中核市平均	89.7

- (注) 1 ここに掲げる数値は、平成22年度決算に基づく総務省による確報値を参照している。  
 2 中核市は、平成23年4月1日現在の中核市である40市を対象としている。  
 3 比率欄の「-」は、当該比率が、算定上発生していないものを示している。

## 平成 2 3 年度久留米市資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化に関する審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条の規定に基づき、市長から提出された本市の公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の期間

平成 2 4 年 8 月 1 日から平成 2 4 年 8 月 2 7 日まで

### 3 審査の結果

#### (1) 総合意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

事業会計名	平成 2 3 年度 資金不足比率	平成 2 2 年度 資金不足比率	経営健全化 基準	備考
水道事業会計			20 %	地方公営企業法 適用企業 (宅地造成事業以外)
中央卸売市場事業特別会計				地方公営企業法 非適用企業 (宅地造成事業以外)
下水道事業特別会計				
簡易水道事業特別会計				
地方卸売市場事業特別会計				
農業集落排水事業特別会計				
特定地域生活排水処理事業特別会計				

(注： 資金不足比率は、資金不足額（剰余額）又は実質収支の算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、この比率については「-」と表示される。)

#### (2) 個別意見

##### 「資金不足比率」について

法適用企業である水道事業について、決算書に基づく流動比率（財務の短期流動性を示す。）は、350.9%となり、前年度(401.9%)よりは低下したものの資金不足額は生じていない。

なお、経営健全化に関する審査における資金不足比率を算出するに当たり、実質的な資金不足額を把握するため、企業会計の本来の原則である「1年基準」に基づき、仮に、流動負債に、企業債の次年度（平成 2 4 年度）償還予定額を算入して計算すると、水道事業の実質流動比率は 199.8%となるが、この場合においても資金不足額は生じないため、資金不足比率及び実質的な資金不足比率とも計上されず、算定上、良好な状態にあると認められる。

また、この比率が適用される法非適用企業である6事業会計については、いずれの実質収支においても資金不足額等はないので、資金不足比率は計上されず、算定上は良好な状態にあると認められる。

(各事業会計の資金不足額(剰余額)又は実質収支額については、下の表(参考)及び「財政健全化判断比率審査意見書」を参照のこと。)

(3) 是正改善を要する事項等

資金不足比率そのものについて、特に指摘すべき事項はない。

ただし、事業それぞれに、資金不足額又は実質収支額及びそれらと営業収益相当額とを比較した資金不足比率を試みに算出してみると、かなり差異があることが分かる。

公営企業であるため、いたずらに収益が大きければよいというものではないが、安定的な経営によって継続する「企業」であること及び、より良き住民サービスの提供の観点から、適正な収益の維持に努められたい。

(参考) 本市「公営企業」に係る資金不足比率

(単位:千円・%)

事業会計名(法適用)	資金不足額	営業収益相当額	資金不足比率
水道事業会計	3,061,712	4,497,353	68.0
事業会計名(法非適用)	資金不足額 (実質収支額)	営業収益相当額	資金不足比率
中央卸売市場事業会計	14,856	145,472	10.2
下水道事業会計	92,103	4,317,510	2.1
簡易水道事業会計	71	7,986	0.8
地方卸売市場事業会計	13,410	6,474	207.1
農業集落排水事業会計	23,116	58,691	39.3
特定地域生活排水処理事業会計	10,741	91,924	11.6

「資金不足額」及び「資金不足比率」の「」は、黒字であることを意味する。

「営業収益相当額」は本市決算統計による。